

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 8 月 27 日（火）第 33 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 2
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（水産振興課取扱い） 2
- 公有水面の埋立ての免許の出願（港湾空港課取扱い） 2
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 5
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 5

人 事 委 員 会 規 則

- 委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）（職員課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年 8 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市中山町字瀧ノ下184番2，字掛橋247番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年8月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
指宿市山川浜児ヶ水字長迫31番
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第312号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年8月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
熊毛郡中種子町増田字三角山2692番1（次の図に示す部分に限る。）、2692番138
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第313号

鹿児島市坂之上一丁目59番地10 横山幸二及び鹿児島市坂之上一丁目58番地14 横山裕幸からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年8月27日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 鹿児島市谷山区域（谷山漁業協同組合の地区）
- 2 区分 小型定置漁業

鹿児島県告示第314号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和元年8月27日から同年9月17日までの間、鹿児島県土木部港湾空港課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和元年8月27日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県
代表者 鹿児島県知事 三反園訓

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 三反園訓

2 埋立区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市東開町字東開23番, 25番, 33番及び6の10番の地先公有水面

イ 1工区

鹿児島市東開町字東開23番, 25番, 33番及び6の10番の地先公有水面

ウ 2工区

鹿児島市東開町字東開23番, 33番及び6の10番の地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点のうち, ①の地点と④の地点を順次に結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ④の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 鹿児島市東開町6番1の国土地理院木材港四等三角点 (北緯31度32分07秒5884, 東経130度32分26秒5723) (以下「基点」という。) から158度15分36秒242.40メートルの地点

②の地点 ①の地点から203度18分53秒627.48メートルの地点

③の地点 ②の地点から289度57分52秒337.36メートルの地点

④の地点 ③の地点から35度04分36秒116.26メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から125度12分59秒35.22メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から34度51分46秒578.16メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から124度51分46秒3.80メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から34度51分46秒7.31メートルの地点

イ 1工区

次の各地点のうち, ⑫の地点と④の地点を順次に結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ④の地点と⑪の地点までを順次に結んだ線及び⑫の地点と⑪の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑫の地点 基点から184度01分18秒519.27メートルの地点

②の地点 ⑫の地点から203度18分53秒308.61メートルの地点

③の地点 ②の地点から289度57分52秒337.36メートルの地点

④の地点 ③の地点から35度04分36秒116.26メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から125度12分59秒35.22メートルの地点

⑨の地点 ⑤の地点から34度51分46秒337.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から123度03秒11秒37.26メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から214度51分46秒105.65メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点のうち, ①の地点と⑫の地点を結ぶ平成30年の春分の満潮位 (D. L. +2.77メートル) における公有水面と陸地との境界線, ⑫の地点と⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から158度15分36秒242.40メートルの地点

⑫の地点 ①の地点から203度18分53秒318.87メートルの地点

⑪の地点 ⑫の地点から292度54分15秒195.60メートルの地点

⑩の地点 ⑪の地点から34度51分46秒105.65メートルの地点

- ⑨の地点 ⑩の地点から303度03分11秒37.26メートルの地点
⑥の地点 ⑨の地点から34度51分46秒241.16メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から124度51分46秒3.80メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から34度51分46秒7.31メートルの地点

(3) 面積

- ア 全体 155,036.46平方メートル
イ 1工区 92,145.50平方メートル
ウ 2工区 62,890.96平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 全体

鹿児島市東開町字東開24番, 23番, 25番, 33番及び6の10番の地内並びに地先公有水面

イ 1工区

鹿児島市東開町字東開25番, 33番及び6の10番の地内並びに地先公有水面

ウ 2工区

鹿児島市東開町字東開24番, 23番及び6の10番の地内並びに地先公有水面

(2) 区域

ア 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊦の地点 基点から23度26分05秒23.14メートルの地点
㊧の地点 ㊦の地点から124度55分43秒183.27メートルの地点
㊨の地点 ㊧の地点から203度18分53秒792.51メートルの地点
㊩の地点 ㊨の地点から289度57分52秒353.82メートルの地点

イ 1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊪の地点と㊫の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊪の地点 基点から215度32分54秒383.26メートルの地点
㊫の地点 ㊪の地点から123度03分11秒79.48メートルの地点
㊬の地点 ㊫の地点から214度51分46秒105.65メートルの地点
㊭の地点 ㊬の地点から112度54分15秒203.60メートルの地点
㊮の地点 ㊭の地点から203度18分53秒316.21メートルの地点
㊯の地点 ㊮の地点から289度57分52秒353.82メートルの地点

ウ 2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊰の地点と㊱の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㊰の地点 基点から23度26分05秒23.14メートルの地点
㊱の地点 ㊰の地点から124度55分43秒183.27メートルの地点
㊲の地点 ㊱の地点から203度18分53秒476.30メートルの地点
㊳の地点 ㊲の地点から292度54分15秒203.60メートルの地点
㊴の地点 ㊳の地点から34度51分46秒105.65メートルの地点
㊵の地点 ㊴の地点から303度03分11秒79.48メートルの地点

(3) 面積

- ア 全体 219,470.72平方メートル
イ 1工区 112,418.50平方メートル
ウ 2工区 107,052.22平方メートル

4 埋立地の用途

スポーツ・レクリエーション施設用地

5 出願年月日

令和元年8月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 8 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
名瀬都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奄美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年 8 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 第1種集客施設制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

北薩地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年 8 月 27 日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フリーダム	薩摩川内市大小路町22-3	医療法人静和会	いちき串木野市湊町一丁目208番地	村上 芽梨	令和元年 7月31日	自立訓練 (生活訓練)

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年 8 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市上谷町13607番, 13608番, 13609番, 13610番及び13611番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市上谷町11657番地3
社会福祉法人二葉福社会
理事長 野元廣和

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和元年8月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 2台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和元年8月27日から同年9月13日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和元年10月7日午前11時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月7日午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又

は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Airport Chemical Fire Truck:2

- (2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

- (3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:30 a.m. 7 October 2019

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

人事委員会規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和元年8月27日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第2号

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託等地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表指宿市の部本庁の款市長部局の項中「指宿港海岸整備室長 人事管理監」を「人事管理監」に、「人事係長」を「人事行政係長」に改め、同表奄美市の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育事務局長」を「教育部長」に改め、同表南九州市の部出先機関の款教育委員会分室の項を削り、同表湧水町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「事務局次長 課長」を「課長」に改め、同部出先機関の款図書館の項中「事務局長」を「図書館長」に改め、同表屋久島町の部本庁の款町長部局の項中「課長 総務課長補佐」を「課長」に改め、同部出先機関の款支所の項を削り、同表喜界町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長」に改め、同部出先機関の款老人福祉施設の項を削り、同款給食センターの項中「給食センター」を「防災食育センター」に改め、同表和泊町の部本庁の款教育委員会事務局の項中「教育長事務局長」を「事務局長」に改め、同表知名町の部出先機関の款老人ホームの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。